

事務連絡
令和2年5月29日

薬局開設者様
管理薬剤師様

長野県薬剤師会
事務局・保険医療課

薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する報告について
(5月分実施状況の報告について)

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する薬局からの報告方法」については、先般令和2年5月12日付 2長薬発第175号でご通知申し上げたところですが、5月分の実施状況について、6月15日（月）までに各薬局から県薬事務局保険医療課（薬剤交付支援事業担当）にご報告（エクセルデータをメールで提出）をお願いいたします。

なお、様式の件数を超える場合には、集計関数に影響を及ぼすため、行の挿入を行わず別シートで対応してください。

また、5月27日に閣議決定された第2次補正予算案において、薬局における薬剤交付支援事業に11億円が追加されました。（本県への配分額は未定）

これを受け、現在実施している「1週間ごとの報告（報告方法：STEP2）」は一時休止といたします。

事業実施薬局におかれましては、「ひと月分の報告（報告方法：STEP3）」を必ず行っていただきますよう、よろしくをお願いいたします。（期日までに提出されない場合は、補助の対象外となります。）

【ひと月分のご報告にあたっての注意点】 ※報告方法詳細は本会HP参照。

●該当がない場合は報告の必要はありません。

●エクセルデータ提出のみでの受付とさせていただきます。

※メール添付での提出ができない場合は、CD-ROM等で郵送して下さい。

●4月30日分の配送については、5月分に含めて下さい。

- ・「表イ」の「処方箋受付回数」は、5月分の全処方箋受付回数を記入してください。
- ・保険薬局コードは「204+保険薬局コード」10桁を記入して下さい。
- ・ファイル名は「【貴薬局名】（5月分）薬剤交付支援事業報告」として下さい。

●期日までに提出されない場合は、補助の対象外となります。

（この報告を本会で取りまとめて厚生労働省に提出します。）

実施要綱においても示されているとおり、本事業は4月10日厚生労働省事務連絡の「5. 本事務連絡における対応期間内の検証」にも用いることとされています。そのため、電話による服薬指導及び薬剤の配送を行ったケースについては、本会へ請求を行わないものを含めて報告していただきますよう、ご協力をお願いいたします（請求を行わないものは、欄①を空欄とする）。

長野県薬剤師会事務局 保険医療課
薬剤交付支援事業担当 大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
Tel.0263-34-5511 Fax0263-34-0075
E-mail : yakuzaikoufu@naganokenyaku.or.jp
(薬剤交付支援事業専用アドレス)